

令和 5 年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

令和 5 年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の 4 分の 1 に相当する額と定める。

令和 5 年（2023年）2 月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		121,000 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 収 入	109,876
	2 諸 収 入	20
	3 繰 越 金	11,104
歳 入	合 計	121,000

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金		121,000 <small>千円</small>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	34,426
	2 諸 支 出 金	86,574
歳 出	合 計	121,000